

一般会計予算決算常任委員会
新型コロナウイルス感染症対策
分科会記録

令和3年2月26日

【開催日】 令和3年2月26日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後1時58分

【出席委員】

分科会長	高松秀樹	副分科会長	山田伸幸
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地論
総務部次長兼人事課長	辻村征宏	総務課長	田尾忠久
総務課課長補佐兼総務係長	奥田孝則	総務課危機管理室長	境田公嗣
総務課新型コロナ対策室長	河田圭司	企画部長	清水保
企画部次長兼企画課長	和西禎行	企画課主幹	工藤歩
企画課政策調整係長	佐貫政彰	市民部長	川崎浩美
環境課長	河上雄二	環境課主幹	湯淺隆
環境課環境政策係長	原野浩一	福祉部長	兼本裕子
福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦	福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子
子育て支援課長	長井由美子	子育て支援課主幹	別府隆行
子育て支援課主査	野村豪	子育て支援課子育て支援係長	西村真愛
健康増進課課長補佐	大海弘美	健康増進課主査	林善行
健康増進課健康増進係長	古谷直美	教育長	長谷川裕
教育部長	岡原一恵	教育次長	吉岡忠司
学校教育課長	下瀬昌巳	学校教育課主幹	小野雅弘

学校教育課課長補佐	西 村 一 郎		
-----------	---------	--	--

【事務局出席者】

事 務 局 長	尾 山 邦 彦	事 務 局 次 長	石 田 隆
---------	---------	-----------	-------

【付議事項】

- 1 承認第1号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第17回）に関する専決処分について
- 2 承認第2号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第18回）に関する専決処分について
- 3 議案第1号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第19回）について

午前10時 開会

高松秀樹分科会長 皆さんおはようございます。ただいまより、新型コロナウイルス感染症対策分科会を始めます。本日まず最初に、承認第1号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第17回）に関する専決処分について説明をお願いいたします。

長井子育て支援課長 それでは、承認第1号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第17回）に関する専決処分について御説明いたします。この補正は、ひとり親世帯臨時特別給付金に係るものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、このような世帯の子育てに対する負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手当受給世帯等を対象として、8月に支給したひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付と同額を再支給することを国が12月11日に閣議決定したため、それに係る事務費と事業費を計上いたしました。可能な限り令和2年12月末日までに支給することと通知され、予算の補正について特に緊急を要したことから、本来であれば議会で御審議い

ただくべきところ、令和2年12月16日付けで専決処分をいたしました。つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。それでは、補正予算書の5、6ページをお開きください。中段の歳出から御説明いたします。3款民生費、2項児童福祉費、11目ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費2,332万3,000円を増額し、1億118万7,000円とするものです。内訳は、12節役務費につきましては、給付金を対象者の口座に振り込むための振込手数料として2万3,000円、13節委託料につきましては、システム改修委託料として264万円、19節負担金、補助及び交付金につきましては、再支給のための給付金として2,066万円を、それぞれ増額するものです。続きまして、これに伴う歳入を御説明いたします。同じく5、6ページの上段の歳入を御覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金を2,332万3,000円増額し、3億2,117万6,000円とするものです。内訳は、10分の10の割合で補助がございますので、2節児童福祉費国庫補助金、母子家庭等対策総合支援事業費に歳出と同額の2,332万3,000円を計上しております。続きまして、この補正に係る再支給の内容について御説明いたします。対象者は、令和2年12月11日現在で既に1回目の基本給付の支給を受けている方で、本市においては605人が対象となりました。支給金額は1世帯5万円で、第2子以降一人につき3万円が加算となり、これは1回目の基本給付の額と同額です。これらの対象者については、申請の必要はなく、市から送付した支給の通知をもって支給対象者に対する支給の申込みとし、12月24日に口座へ振り込みました。受給拒否の届出はございませんでした。このひとり親世帯臨時特別給付金の申請期限は、令和3年2月28日の消印有効としておりますので、令和2年12月11日以降、期限までに申請され受給要件を満たした方には2回分の給付を行います。昨日、2月25日現在、12月11日以降2月25日までに24人の方から申請があり、審査後、受給要件を満たす方に順次支給しております。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

高松秀樹分科会長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

藤岡修美委員 委託料のシステム改修委託料、この中身を教えてくださいませんか。

長井子育て支援課長 これは、現在使っております児童扶養手当のシステムを、2回目の再支給の記録を残すための改修でございます。

藤岡修美委員 業者は随契ですか、それとも入札で決定になったんですか。

長井子育て支援課長 現在システムを導入している業者と随契をいたしました。

山田伸幸副分科会長 先ほどの説明で、12月11日で605人ということだったんですが、その後2月25日までに24人追加ということでした。これはどういったことで追加が増えてきたのか。その点お答えください。

長井子育て支援課長 12月11日以降、新型コロナウイルスの影響で家計が急変して児童扶養手当の受給水準まで収入が下がった方等がいらっしゃいます。

山田伸幸副分科会長 所得水準と言われたんですが、これは大体でいいですがどの程度の金額なのか。それは所得で行くのか納税額で行くのか。その点いかがですか。

別府子育て支援課主幹 収入換算か所得換算かというのは結果的には同じことになりますが、扶養がお一人の場合の収入基準でいうと360万円未満であることというのが、児童扶養手当の受給要件となります。

高松秀樹分科会長 ん、何て言いましたか。世帯収入ですか。

別府子育て支援課主幹 はい、そうです。

山田伸幸副分科会長 それは、例えば一つ棟に別所帯の方がおられるというのはどうなるんですか。

別府子育て支援課主幹 受給者、父親か母親かに対する所得要件、先ほど申し上げたのがこの所得要件です。先ほど申し上げたのは収入基準ですが、扶養義務者が同居の家族でいらっしゃる場合は、また別に所得の基準というのが設けられております。これは扶養親族がお一人の場合の所得基準ですが、274万円というのが定められております。これは、所得基準です。

高松秀樹分科会長 今お手元にあるのは、市の窓口で配布しているような資料をお手元に持っていらっしゃるんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。ほかにありますか。

吉永美子委員 24人の申請があったということで、これまでは対象とならなかった方が対象になるのではないかということで、申請中ということは絶対になるとは言えないということですか。この方々が、必ず対象となるということと申請はイコールではないんでしょうか、イコールなんですか。

西村子育て支援課子育て支援係長 申請を受け付ける時点で、ある程度収入等を見させていただいておりますので、現在、申請を頂いている方については対象になる見込みです。

吉永美子委員 もう1点。こうやって間に合う時点で出してこられたっていうのは、やはりお知らせというか、広報等がきちんとしているのかなと思うんですが、せっかく国が用意した給付金が本来対象であるべき方々に

100%行くべきだと思っているところで、こういうものが出ましたよ
ということは、どのように広報してこられたんですか。

長井子育て支援課長 まず市の広報に2回掲載いたしました。それからチラシ
の配布を幼稚園、保育園、小中高校生に配布いたしました。それからポ
スター掲示を公共施設と市内の小児科にお願いしました。それからFM
サンサンきららのピックアップさんようおのだに一度出演いたしました。
そのほかCM放送を40回程度していただいております。以上です。

高松秀樹分科会長 はい、ほかありますか、質疑。（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、質疑を終結して次に入ります。次は、承認第2号令和2年度
山陽小野田市一般会計補正予算（第18回）に関する専決処分について。
（「健康増進課を」と呼ぶ者あり）1回休憩をしたほうがいいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）なら、ここで暫時休憩して15分に再開で事
務局いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）15分に再開いたします。
それでは休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時15分 再開

高松秀樹分科会長 休憩を解きまして、分科会を再開いたします。次は、承認
第2号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第18回）に関する
専決処分についてでございます。それでは執行部の説明をお願いいたし
ます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは、承認第2号令和2年度山陽小野田
市一般会計補正予算（第18回）に関する専決処分について御説明いた
します。この度の補正は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接
種体制の構築に必要となる令和2年度予算の補正です。最初に、専決処

分に至った経緯について御説明いたします。このワクチン接種事業は、国における補助事業という位置づけです。その予算の裏づけとなる国の第三次補正予算案が確定したのが令和3年1月28日、そして補助上限額の通知を受けたのが2月2日でした。国の予算が成立する前から早急に準備を行ってまいりましたが、特に急ぐものが、3月中旬予定とされていた高齢者への接種券の発送後すぐに稼働する必要があるコールセンターと予約受付システムでした。この体制を整備するには、早急に委託契約を締結し、予約受付システムの構築に着手する必要がありました。特に予約受付システムの開発に相応の期間が必要であり、遅くとも2月上旬には予約受付システムの開発準備に入らなければ、3月中旬からのシステム稼働が難しい状況にある中で、早急に業者と契約する必要があったことから、2月5日に専決処分をいたしましたので、これを御報告し、承認をお願いするものでございます。なお、今御説明しました予約受付システムとコールセンターとは、接種券発送後に市民からの予約を受け付けるシステムなどです。参考資料の1ページを御覧ください。本市においては、市民からの予約をウェブで予約できるように、この予約システムを使用する想定で準備をしております。ただ、ウェブ予約が難しいという方もいらっしゃることから、電話での予約も受け付けできるよう、コールセンターと予約システムで予約登録を行う予定です。また、この予約システムを市や医療機関とも連携させることで、全体的な予約管理を行う予定です。次に、この度の補正内容の説明の前に、新型コロナウイルスワクチンに係る令和2年度の補正全体の概要について御説明いたします。参考資料の2ページを御覧ください。ワクチンに関する予算につきましては、令和2年12月にも補正予算の審査をしていただいたところですが、そのときの補正は主に接種券発送の準備に係る経費であり、健康管理システム、このシステムは予防接種台帳を管理するシステムですけれども、その改修や接種券の印刷、封入封かんに要する費用に関するものでした。この時点では、令和3年度から接種を開始するために必要な準備費用だけを確保させていただきました。しかし、その後、国が接種スケジュールを前倒し、令和2年度内に医療従事者及び高

齢者の接種も開始できるよう市町村においても準備するよう示されたことにより、この度の補正予算を計上するものです。この度の補正予算の内容は大きく分けて二つで、この表のグレーがかった部分です。接種体制確保事業のうち、主に接種券の発送後に必要となる経費と予防接種自体に要する費用です。それぞれ令和3年9月までに要する費用を交付申請することとなっていることから、令和3年9月までに必要な経費全てを計上し、令和2年度内に支出が完了しない事業については、令和3年度に繰り越します。それでは、この度の補正分について、補正予算書に沿って御説明いたします。補正予算書の8、9ページをお開きください。この度の補正は、4款1項8目新型コロナウイルス対策費を4億712万4,000円増額し、5億6,300万8,000円とするものです。内訳を御説明いたします。4款1項8目3節職員手当等812万円は、ワクチン体制確保に係る職員の時間外勤務手当等です。11節需用費のうち、消耗品費449万円の増額分のうち主なものは、集団接種に係る消耗品や希釈用の注射器等医療用品の消耗品、用紙代などの消耗品などです。燃料費10万5,000円は、ワクチンの運搬に係る公用車のガソリン代です。印刷製本費10万円は、事業の周知に関する経費のうち広報紙の紙面代等です。12節役務費のうち通信運搬費245万円は、コールセンター7回線分の電話料です。手数料3,181万7,000円は、国保連への事務代行手数料です。保険料75万6,000円は、集団接種に従事していただく医療従事者の保険料です。13節委託料のうちシステム改修委託料55万円は、健康管理システムにパンチデータを取り込む仕組みを作るためのシステム改修費です。次に、予防接種委託料2億8,804万9,000円は、予防接種に係る費用で、全市民が2回接種した場合で予算を計上しております。次に、廃棄物運搬委託料56万7,000円は、集団接種における医療廃棄物の処分に係る経費です。次のコールセンター業務委託料5,282万8,000円の内訳は、コールセンター業務、いわゆる相談や予約受付7回線分の委託料経費4,677万7,500円及び先ほど説明いたしました予約システムの開発等に係る委託料経費605万円です。次のデータパンチ

業務委託料 3 4 7 万円は、接種された方のデータパンチ入力を委託するものです。全市民が 2 回接種したとしてデータ入力したことを想定しての予算額です。次のワクチン配送委託料 6 0 0 万円は、基本型接種施設からサテライト型接種施設へのワクチンの運搬に係る経費です。1 4 節使用料及び賃借料のうち機械器具借上料 3 6 5 万円は、ワクチンの運搬に必要な車 3 台のリース料やワクチン及び予約管理に係るノートパソコンや複合機のリースに係る経費です。物品借上料 3 6 7 万 2, 0 0 0 円は、集団接種会場で使用するパーティションや感染防止対策用品のリースに係る経費です。1 8 節備品購入費 5 0 万円は、集団接種の実施に係るもののうち、リースが困難な医療機器などに係る経費です。この事業に伴う歳入につきましては、6、7 ページを御覧ください。1 5 款 1 項 2 目 1 節保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費 2 億 8, 8 0 4 万 9, 0 0 0 円は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用の 1 0 分の 1 0 を国が負担するものです。8、9 ページを御覧ください。先ほど説明いたしました 1 3 節委託料の 2 段目、予防接種委託料がこの負担金の対象となります。6、7 ページにお戻りください。1 5 款 2 項 3 目 1 節保健衛生費国庫補助金、新型コロナワクチン接種体制確保事業費 1 億 1, 9 0 7 万 5, 0 0 0 円は、市町村が実施するワクチン体制確保事業に必要な対象経費を上限の範囲内で 1 0 分の 1 0 国が補助するものです。歳出で御説明しました経費のうち、先ほどの予防接種委託料以外がこの補助金の対象経費となります。最後に、繰越明許費補正を御説明いたします。3 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費補正、4 款 1 項新型コロナウイルスワクチン接種事業について御説明させていただきます。資料の 2 ページも御参照ください。これは今御説明いたしました 8 目新型コロナウイルス対策費の歳出額に、1 2 月に補正させていただいた額と合わせて令和 2 年度内に支出が完了しない予定の事業費 4 億 1, 6 1 5 万 6, 0 0 0 円を繰越明許費として設定するものです。最後に、現在の進捗状況について簡単に付け加えさせていただきます。資料の 3 ページを御覧ください。国が示しているスケジュールにつきましては、先日、2 月 1 2 日の新型コロナウイルス感染

症対策特別委員会で説明させていただいておりますので割愛しますが、現在のところ、高齢者向けのクーポン券発送時期が3月下旬と徐々に後ろ倒しとなっているところです。そのような中ですが、4月1日以降、先日の報道でこれも少し後ろ倒しになるのではないかと思います。ワクチンの供給が開始されれば接種をスタートできるように、現在準備を進めているところです。現段階の想定は、基本型接種施設である市内公的3病院では、集団的な個別接種を、これは、ある曜日の何時から何時までが予防接種の時間ですよという形で対応していただく予定で協議を進めていますが、そのような体制と、サテライト型接種施設として市内の医療機関で手を挙げていただける医療機関での接種、これは既に20程度の医療機関に手を挙げていただいているところです、そして集団接種会場での接種、この三つの方法を並行して体制を整えているところです。基本型接種施設とサテライト型接種施設の説明は、資料の4ページを御覧ください。基本型接種施設とは、この資料の真ん中にある病院マークのところになりますが、ディープフリーザーを設置している施設のこと、ワクチンはこの基本型にしか配送されません。そして、サテライト型として各基本型に登録した医療機関だけが、その基本型からワクチンの分配を受けられるという仕組みになっております。この資料の下2行を御覧ください。ここに記載してありますように、この資料は1月25日時点の資料ですが、この時点においてもサテライト型は一つの基本型について最大3か所までとされており、この縛りが、多くの掛かり付け医で接種できる体制を作ることを困難にしておりました。しかし、この辺りの解釈が大分緩和されてきたことから、本市においても手を挙げていただける医療機関には、サテライト型として接種をお願いしようと考え、進めているところです。ただし、ワクチンの取扱方法について、今なお新しい情報が出てきているような状況であり、また、小分けすることで廃棄するワクチンが増えないようにするなどの対応も必要なため、手を挙げていただく医療機関にもある程度の条件が必要な状況ではございます。なお、先に説明いたしました予約受付システムとコールセンターでは、これら全体の予約管理ができるような受付管理体制を作る予定

としております。以上、この度、令和3年2月5日付けで専決処分をいたしました令和2年度一般会計補正予算（第18回）につきましての説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

高松秀樹分科会長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

藤岡修美委員 13節の委託料でコールセンター業務委託はかなりの金額ですけども、業種形態としてこういった業務をやられる専門業者がおられるんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 御質問のコールセンターの委託業者の件でございますけれども、こちらやはりそういった専門の業者がございまして、本市の場合は、この接種券の発送業務からコールセンター、予約管理システムまで一貫して、個人情報幅広く出ないように一つの業者をお願いして集中管理ということで、個人情報の保護と一貫した切れ目のない情報提供が可能ということで、専門業者をお願いをしたいと考えております。

藤岡修美委員 それは、既に1社に特定して決めておられるんですか、それとも入札とか、その辺りを考えておられますか。

河田総務課新型コロナ対策室長 12月の定例会で補正させていただいたときの接種券を発送する業者というのがございました。そちらのほう、それ以外も検討はしてまいりましたけれども、こうしたことが一貫でできる業者というのが非常に少ないので、この度は接種券を発送していただくのと同じ業者のほうをお願いをしたいと考えております。

水津治委員 12節の中の手数料で、国保連への手数料と御説明がありました。この事業で国保連という関係がどうなのか、教えてもらえますか。

河田総務課新型コロナ対策室長 国保連の立場なんですけれども、接種券をお送りした方が予診表を書いていただいて接種されますと、その予診表が最終的に市に回ってまいりまして、これが医療保険でいうところのレセプトという形になり、お支払の対象になるというところがございます。この取りまとめ、例えば医療機関ですとか、仮に他市のほうで受けられた方につきまして、取りまとめをしていただいて内容を審査していただいて市のほうに請求の代行といった形で関与していただくということです。医療保険のレセプトの請求と同じようなイメージで捉えていただければと思います。

伊場勇委員 ウェブ予約と電話予約ってあるんですが、どちらが早く予約ができるシステムだとか、何かそういうのってあるんですかね。

河田総務課新型コロナ対策室長 これは特にどちらが早くということではございませんで、同様のシステムを運用してまいりますので、そちらのどちらを使われるかということで予約の取れるとかの早さが変わるということとはございません。

吉永美子委員 初めてのことなので本当に大変苦労されていると思います。やはり国がやる事業でございますので、こういったいろんな、コールセンター、いろんな今回出てきている委託料から役務費からってこう出てきているわけですが、こういったことが必要ですよとか、国からの具体的なアドバイスというのは入っているんですか。こういうものが必要でこういう準備をしてくださいといった具体的なことは来ているんですか。例えば上限額が来ているって言われたけど、ぽんと来ているだけなんですか。きちんとかいこうものがあるから、こういうことを試算していく中でこれだけ掛かるので、こういうものを準備していってくださいねとか、具体的な指示は出ているんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 国からは接種に向けた手引ということで、あ

る程度市町村のほうで準備すべき事項というのは示されております。ただ、その運用の仕方については、市町村それぞれで考えるということで対応しておるところでございます。

吉永美子委員 やはり大変だと思います。やはり市民も初めてのことで、問合せも入っているかなという気はしているんですが、どういうふうに進んでいくんだらうかっていうところは、やはりこれからいろんな質疑等が入ってくるのかなと思うんです。このコールセンターができて、相談できますよ、予約できますよといったお知らせは、もう、すぐ始まってしまいうけれど、どのようにしていられるんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 ただいま御質問いただきました相談ですけれども、ちょっとコールセンターの前に、既に健康増進課にも問合せというのは入っております。今、相談窓口として県が取りまとめておりますので、そこには現在、健康増進課の電話番号を掲載しております。委託を開始すれば、コールセンターの番号も周知していくようになりますが、こちらは広報だとか、ホームページ、各種チラシ、接種券の案内文の中にも入れて、周知をしていこうというふうに考えております。

吉永美子委員 大変ですけど頑張ってください。それで、前のときに御説明があったと思っているんですが、施設におられる方とか在宅の方への対応も考えていきたいということがあったと思うんです。本日はちょっと御説明がないと思っているんですけども、その辺の対応っていうのはどういうふうに決めておられるのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 現在、施設に入所されている方に関しましては、高齢福祉課等と協力をしながら、施設入所者のうち施設内で受けたいという希望を持たれている方の調査と、あとその方が受けれるように、例えばその嘱託医とかとの調整、こういったものを現在進めているところです。寝たきりの方に関しましては、往診で対応できるように、こ

の辺は今から医師会と調整していくところになります。

宮本政志委員 資料4ページの先ほど説明があった基本型接種施設っていうのが、3ページの小野田赤十字病院、山口労災病院と市民病院ってことですよね。この4ページのこの右のサテライトっていうのが、3ページでいうと医療機関約20施設ですよと。そうするとこの集団接種会場っていうのは、どこに含まれてどのような配送になるんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 すいません。制度の位置づけとしましては、この集団接種会場もサテライト型という扱いとなっております。ちょっと御説明する上で医療機関を分けて記載をさせていただいておりますが、厚労省の制度としてはサテライト型に位置づけられるというものでございます。

宮本政志委員 先ほど燃料費の説明のときに公用車って出たんで、いや、公用車を使ってかなと思ったけど、公用車はどういうふうなところで配送されるんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 公用車につきましては、医療機関のほうは委託も一部考えておりますけれども、集団接種に関しましては市の公用車をもちまして市の職員において対応するために、こちらに費用を計上させていただきます。

松尾数則委員 コールセンターも大変な役目だと思うんですけど、例えば開業医が今20業者いますが、開業医との連絡は、どういうシステムを作ろうと思われているんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 開業医につきましては、先生方と頻繁にやり取りをさせていただくということで、それぞれ電子メールのアドレスをお教えいただきまして、メール等で密にやり取りをさせていただきたいと

考えております。

松尾数則委員 ちょっと心配しているのは、開業医に行かれる方で例えば記憶があまりない人とかもたくさんいらっしゃるし、そういう中で、例えば、このワクチンを申し込んだのに、本当はしてほしくなかったような人が行くとか、それとかまたインフルエンザと間違えるとか、その辺の内容も含めて、きちんとしたアクションが取れるのか、コールセンターで。これだけの人数を抱えてから、そういう作業をしなきゃいけないとなると、ちょっと大丈夫かなという気がしているんですけど。

河田総務課新型コロナ対策室長 コールセンターでは、お問合せにも対応いたしますけれども、最終的に接種される前に予診という形で、医師にしっかりと御相談いただけるということになりますので、そここのところできっちり内容を御理解いただいて御判断いただければというふうに考えております。

伊場勇委員 コールセンターでのちょっと具体的なやり取りなんですけども、例えばこの日にちがいいということで、もうそれで予約が完了するのか。ウェブでも予約が並行して行われると思うので、どちらが優先になって、どういうふうに進めていくのか、ちょっと教えてください。

河田総務課新型コロナ対策室長 同じデータベースを利用して管理しておりますので、一般の方が例えばスマートフォンで予約状況をリアルタイムに見ていただける画面とコールセンターのオペレーターが予約状況を見る画面、こちら全くリアルタイムに反映されたものが確認できますので、どちらの手法を使われるかということで遅くなるといったことは一切ございません。

高松秀樹分科会長 コールセンターにつながらないとかがよくあるじゃないですか。そういうことはないですよ。数万人が接種するんですけど、そ

ういうトラブルはないですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 回線のほうは特別定額給付金のときよりもかなり多い回線数を確保しておりますけれども、コールいただく状況を見まして、適宜増設ということも対応できるようにと考えております。

高松秀樹分科会長 コールセンターはどこに設置されるようになるんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 コールセンターは委託先業者の事業所に設置するようになっておりまして、全国に何か所かあるということで伺っておりますけれども、まだちょっと具体的な場所は今調整しておるところでございます。

高松秀樹分科会長 感想ですけど、なんとなくこの市の状況を知らないときに電話でやり取りするわけですね。トラブルが生じないかなと思うんですが、そういうことは生じないと思っていいですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 コールセンターには詳細なQ&A、想定 of 資料をお渡ししますし、商品券事業のときもそうだったんですけども、市の具体的な地名をおっしゃって、そこが何校区だとか、そういう地理的なものを把握していただけるような資料も、地名一覧で校区がどちらになるといった資料もお渡しして、しっかり研修していただいて、自治会名をおっしゃっていただいても地域が判断できるようにということは対応していただくように調整をしております。

宮本政志委員 今、委員長の質問に絡むんですけど、ウェブはどうなんですか。例えばスマホで空いている日をよく見ながら、時間とかね、この日がいいなと思ったら、恐らくその日を予約しようって送信を押すんでしょ。コールセンターのほうは話をしながらその画面を見て、コールセンターの方と話をしながら、「この日」「この日」ってしているうちに、ウェ

ブの人がぼんぼんぼんぼん予約を入れると、正にその辺り、コールセンターのほうの対応が常に遅くなってっていう、それはないんですか。もうウェブのほうが早いような気がするんですけどね。

河田総務課新型コロナ対策室長 集中した場合の操作に要する時間というのは少し差が出てくるのかなとは思っております。

伊場勇委員 時間外勤務手当なんですけども800万円ということで、職員の方が大変な思いをされていると思うんですが、今こういった作業が一番大変なのかというところと、あと来年度に向けて人員の増員というの必要なのかどうかっていうところは、現場感覚でどういうふうに感じられていますか。

河田総務課新型コロナ対策室長 まず時間外の勤務手当でございますけれども、こちら9月までの集団接種会場について、例えば土曜日の午後とかに開催いたしますと、動員される職員に時間外勤務手当が発生しますので、そういったものも含んでおります。現在の準備状況でどういう内容かという御質問ですけれども、やはり日々、国からの情報ですとかワクチンの供給に関する内容が変わる中、それにも対応しつつ、そうは言っても確実に希望される方に接種していただける体制を整備するということ、日々動きながらを考慮しつつも、先を見据えて取り組むということで、職員大変苦勞しておるところですけれども、頑張ったいと思います。

水津治委員 今、心配しているのは、集団接種会場の医療従事者です。基本型接種施設3病院と、手を挙げられた20の開業医。そういったことを考えたときに、接種会場3レーンで1日300回の予定となると、この従事者を確保できるかどうかというのが少し心配なんですけど、どうですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　まず医師会に関しましては、サテライト型と集団接種を並行してやるということを前提に集団接種で御協力いただける先生方に手を挙げていただいている状況です。個人で開業されていない先生方も御協力いただけるというような声も伺っておりますので、ある程度医師の確保のめどは立っております。今、看護師等、また、薬液充填等は薬剤師会にも協力していただけるようになっておりますし、接種する看護師も個別に依頼しているところです。

吉永美子委員　資料の4ページが一番下のところで、そのサテライトが増えるというのは大変いいことだと思うんですけど、それを小分けですると無駄が出るのではないかとかうんぬんって書いてあるんですが、この辺はどうクリアされるんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　この無駄をなくすために、なるべくそこそこの医療機関での、その日のうちの予約件数とかこの辺を少しコントロールさせていただこうというふうに考えております。

吉永美子委員　20に広げているけども、そういったコントロールすることによって無駄が出ないようににはできるということですね。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　それと加えまして、今、国のほうもその無駄が出ないように、例えば接種の順番が来ていなくても付いて来られた方に接種、この辺も考えるとかという声もありますので、その辺の情報も加味しながら、どうにかちょっと無駄にならないような方策は考えてまいりたいというふうに考えております。

吉永美子委員　分かりました。それと18節の備品購入費で、これはリースができない医療機器であるということなんですけども、これはどういう機器で、これからも活用ができるのかどうかお聞かせください。

大海健康増進課課長補佐 医療機器につきましては、主に集団接種の救急対応で使うものというふうに考えておりました、酸素ボンベや必要なものをそろえていく予定にしております。細かく申しますと、救急用品としては静脈路確保とか輸液セットとかってというようなものもございますが、備品としては、主には酸素マスク、酸素ボンベ、救急用ベッドを購入する予定にしております。

吉永美子委員 もう一つ聞いたのが、これからの活用っていうのは考えておられるんですかということ、今回の使った後ですね。

河田総務課新型コロナ対策室長 この度整備させていただいた資機材類ですけれども、市で整備しております急患診療所での活用ですとか、避難所での活用とか、そういうふうに庁内で有効に活用できればなというふうに考えております。

山田伸幸副分科会長 集団接種会場で不安になるのが経過観察ですね、接種した後の。その辺で、やはり医療的な経験のある方がそこできちんと見守っていくということなんですけれど、集団接種は主に山陽地区でやられているんですが、これはどこかの先生に接種とそれから経過観察等も含めてお願いされるのか、複数の医者をお願いをしているのか。その点いかがでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず集団接種会場における経過観察のところには、保健師又は看護師が複数で観察できる体制を取り、その接種会場に3レーン取った場合、今のところの想定では医師が3人いらっしゃる予定ですので、何か変化がございましたら、そちらの先生に救急対応のほうに回っていただくということを現在想定しております。

山田伸幸副分科会長 それと、先日からニュースでワクチンそのものの入手が国際的に非常に困難になっているというふうな情報も流れております。

それとあわせて、注射器の確保、今はもう韓国から台湾にまで行って、非常にひっ迫しているというふうな情報なんですけど、そういうのはもう確保されているんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まずワクチンの確保につきましては、市でできるものではございませんので、県において今からある程度分配計画を立てられると思います。注射器につきましても、ワクチンに要するものにつきましては、ワクチンと一緒に来るようになっておりますので、市で独自にその注射器については確保するものではございません。

高松秀樹分科会長 実際接種になったときに、例えば本市には大学生がいますよね、理科大生が。住民票があるところに正式には届くんだと思うんですけど、住民票をこっちに持ってきていないっていうときには市内で接種はできるんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 そういう場合も、市内での接種は可能です。住民票がここになくて、接種ができない方で想定されるのが、例えば学生だとか、あと単身赴任者、違う町の病院に入院だとか入所されているとか様々あると思います。その理由によって、申請書が必要な場合と申請書がなくてもできる場合とございますので、この辺も周知はしてまいります。

高松秀樹分科会長 もう1件、医療関係者の接種は県の管轄だというふうに聞いておるんですが、そのときに今回打たないという意思を示された医療関係者がいて、その方が市民で後日やっぱり打ちたいと言われたときは、これは医療関係者であっても接種券は送ってくるんですか、市民として。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 接種券は市民全員に送付をさせていただくようになります。

高松秀樹分科会長 なら、それとは関係なしに送ってくるということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

山田伸幸副分科会長 接種の方法として、今医療機関と集団接種、サテライトを含めてあるかと思うんですけど、山陽小野田市内には大きい事業所が多数あります。そういったところに接種会場を準備していただいて、一度に接種を済ませるとか、そういうふうなことは考えておられなかったですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 事業所というのは会社とか、そういうふうな。

（「はい」と呼ぶ者あり）現在、正直申しまして取りあえず高齢者の体制を急いで考えているところです。しかも、今もう本当にワクチンの配量が全然見込みと違ってきておりますので、それを早急に変更しているような状況で、会社での接種等もまだ頭の中にちゃんと課題としては残っておりますが、一般接種に切り替わったときに、そこにまだ行き着けていないという状況です。

山田伸幸副分科会長 一般接種のことはまだ先だと思うんですけど、高齢者の接種については今この方法でやろうということなんですけれど、やはりケアが必要な人が随分たくさんおられるんじゃないかなと思うんです。その辺で、一人一人に対応するというか、その辺の情報把握というのはできているんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 ケアがというのは、例えば高齢者の方で情報が行きにくいとかということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）まず周知という面と具体的な打ち方が分からないとかいろいろあると思いますが、まず周知に関しましては、個別に発送した後に、民生委員だとかケアマネジャーだとか、そういう方々にも情報発信をして、個別に声を掛けていただくというようなことを考えております。そういう方が把握できれば、こちらのほうからも出向くなどして説明は可能だというふ

うに考えております。

高松秀樹分科会長 はい、よろしいですか皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）
それでは、ここで質疑を終結いたします。ここで暫時休憩し、11時5分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時5分 再開

高松秀樹分科会長 それでは、分科会を再開いたします。次は、議案第1号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第19回）についてでございます。それではまず、企画課のほうから説明をお願いいたします。

和西企画部次長兼企画課長 それでは審査番号③番の（1）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の歳入及び財源充当について御説明させていただきます。説明に当たりましては、補正予算書と併せて、別にお配りしておりますA4縦の資料を御参照いただきますようお願いいたします。新型コロナ対応臨時交付金につきましては、これまでに7億7,399万3,000円の交付決定を受けており、昨年12月の補正予算において歳入として計上しております。この度の補正予算では三次申請分として、今年度に歳入を予定する額及び事業の予算減額による12月歳入分の充当替えを含む臨時交付金全体の財源充当を行うものです。お手元の山陽小野田市コロナ対策実施事業一覧、三次申請分充当表を御覧ください。右肩に資料1と記載のある資料です。まず臨時交付金三次申請分の御説明をさせていただきます。三次申請分につきましては、市が行う国庫補助事業における補助裏を算定根拠とする交付金になります。令和2年4月に成立した国の一次補正予算において、約3,000億円が財源として確保されたものであり、この度本市において該当する国庫補助事業及びその算定額が確定したことから、補正予算にて歳入を計上

しています。三次申請分という名称から、国の三次補正に基づく交付金のような印象を受けますが、その三次補正による交付金とは別のものです。次に、簡単に表の説明をさせていただきます。表中事業名が、交付額算定に当たっての対象事業。算定額欄が、国から示された事業ごとの交付金の額。既充当額欄が、12月補正で充当済みの額。充当額欄が、3月補正で充当する額となります。充当未済欄につきましては、他の事業の財源に振り替える額としております。また、予算書欄には該当する予算書のページを記載しております。歳入といたしましては、申し訳ございませんが補正予算書の18ページ、19ページを御覧ください。一番上になりますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、3,704万円を計上しております。臨時交付金につきましては、12月補正の際に、一次、二次の申請分として約7億7,000万円を歳入し、新型コロナ対策事業へ財源充当を行ったところですが、この度、三次申請分として、臨時交付金4,217万円の追加交付が示されました。算定根拠として該当する事業につきましては、先ほどの資料1になりますが、資料1番から資料16番に示すとおりになります。三次申請分につきましては、そもそもの国庫補助事業において、補助金の算出割合が法律により定められているものと、そうでないものの2種類がございます。表の1番から11番までが、補助率が法律の定めによらないもの、12番から16番までが法律の定めによるものとなっております。このうち1番から11番までの事業における算定額、小計一覧に示す3,704万円について、この度の歳入予算として計上しております。3,704万円のそれぞれの充当先につきましては、資料に該当ページ及び該当の予算費目を示しております。12月補正において一部充当を終えていることを勘案し、この度の歳入金額3,704万円のうち、充当額の①に示す金額2,564万6,000円をそれぞれ対象事業の予算費目へ充当、充当未済の①欄に示します1,139万4,000円を一般財源充当分として他の事業へ充当していきます。この1,139万4,000円の充当先につきましては、

後ほど御説明します。表中の12番から16番までの事業につきましては、法律で国庫補助金の補助率が定められていることから、本来補助裏に充てることができない事業なのですが、国から相当額を他事業に振り替えて充当できる旨の通知があり、交付されました。また、当該交付金につきましては、翌年度への繰越しが可能となっていることから、本市では算定額の小計②欄に示す508万7,000円を次年度に繰り越すこととし、令和3年度事業に充当させるよう考えております。以上、三次申請分として本市に割当てられた交付金4,212万7,000円の内訳につきましては、この度の補正予算による歳入分が3,704万円、次年度への繰越額が508万7,000円としております。次に資料2を御覧ください。資料1の中で、一般財源充当することとし事業へ充当するよう御説明させていただいた1,139万4,000円を資料2の項目の1番、充当財源のうち三次充当未済分として計上しております。また、この度の補正予算において、環境課で実施された新型コロナウイルス感染防止対策事業が減額補正されたことを受け、12月補正時に財源充当した7,297万2,000円のうち5,247万7,000円を減額することといたしましたので、同じく充当財源のうち予算現額分として計上し、充当財源の合計が6,387万1,000円となりました。この金額を、資料2の項目2に記載した三つの事業に充てることとしています。高度無線環境整備推進事業補助金に対し、2,997万円を充当しております。予算書の26ページ27ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、9目企画費に対し、国庫支出金として、2,997万円を充当、これに伴い、一般財源から同額を減額しております。また、事業継続給付金事業及びスマイルチケット事業に対し、3,390万1,000円を充当しております。引き続きまして予算書ですが、46、47ページを御覧ください。7款商工費、1項商工費、6目新型コロナウイルス対策費に対し、国庫支出金として3,390万1,000円を充当。これに伴い、一般財源から同額を減額しております。以上がこの度の三次申請分及び充当振替分の説明になります。これを踏まえまして資料3です。資料3に、一次申請分から三次申請分まで、新

型コロナ臨時交付金の充当状況をまとめております。予算額の欄は3月補正を踏まえた金額としており、充当額の欄に記載した金額が、臨時交付金による最終的な充当金額となります。一つ一つの御説明につきましては、12月補正時及び先ほどの説明の繰り返しになりますので割愛させていただきますが、資料3の1枚目、左上の表の合計欄に示す、本市の臨時交付金割当額8億1,612万円に対し、資料3の2枚目、充当額合計欄に示す8億1,103万3,000円を歳入することとしております。割当額との差引き額となる、508万7,000円につきましては、先ほど申しましたとおり、翌年度に繰り越すこととしております。なお、国において令和3年1月26日に可決した三次補正分として1兆円を財源とする、更なる臨時交付金が予定されており、本市への交付額として2億6,816万6,000円が示されているところです。しかしながら、年度末間近での交付となる点及び既存事業の決算見込み等を勘案する中で、本市におきましては、三次補正分につきましては、全額翌年度に繰り越すこととし、新年度を迎えて後、対象事業の検討を行ってまいりよう考えております。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

高松秀樹分科会長 企画課説明分に対して委員からの質疑を求めます。

山田伸幸副分科会長 国からの交付金というのは分かってきたんですけど、これで市が独自に負担した分というのは、どの程度の金額になるんでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 資料3の2枚目を御覧になっていただければと思うんですが、交付金に対しての対象事業の予算額につきまして10億4,914万円という数字をまとめておるところです。これに充当額が8億1,100万円ということになりますので、約2億円近くが現段階では市の負担ということになりまして、それが一般財源分となるかと思いません。この予算額につきましては、3月補正段階ですので、もう少し精査

されて金額が変わってくる可能性は高いと思います。

高松秀樹分科会長 現段階では、ということは、更にまた国の補正があった場合に、また充当されてくる可能性もあるってということなんですか。

和西企画部次長兼企画課長 今年度につきましては、今回の三次申請分で終わりましたので、充当額は8億1,000万円ということで変わりません。あとは予算額で計上している10億円の精査で若干減っていくことが想定されますので、市の持ち出し分が減る可能性があるということになります。

高松秀樹分科会長 そのほか、委員から。資料がたくさんあって、財源の話でもあるんでね。

山田伸幸副分科会長 資料3の中で、8番の新型コロナウイルス感染防止対策事業、これがマイナスとなっているんですけど、この理由について分かればお答えください。

和西企画部次長兼企画課長 この件につきましては、本日のこの分科会での審査番号⑤番の審査になっておりますが、こちらで把握しておる範囲では、実際の実績を勘案した場合、この数字に落ちたということを聞いておるところです。

山田伸幸副分科会長 後ほど聞きましょう。

宮本政志委員 資料3の2ページに、先ほど説明ありました該当事業へ充当なしが508万7,000円。これは翌年度繰り越して、コロナ対策以外でも使えるって解釈でいいんですか。

工藤企画課主幹 こちらの用途につきましては、コロナの対策に要するものと

されております。

高松秀樹分科会長 そのほか、よろしいですか、委員の皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは続きまして説明をお願いします。

和西企画部次長兼企画課長 それでは審査番号の（２）歳出に係る補正予算について御説明します。補正予算書と併せて別にお配りしております、新生児応援金実施状況を御参照いただきますようお願いいたします。補正予算書３０ページ、３１ページをお開きください。２款総務費、１項総務管理費、３１目新型コロナウイルス対策費、１９節負担金、補助及び交付金、新生児応援金事業につきまして、５００万円を減額するものです。お手元の資料を御覧ください。当該事業は、令和２年４月２８日から令和３年４月１日までに生まれた新生児の母又は父を給付対象とし、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の下、感染対策に配慮しながら、出産された御家庭に対し、新生児１人につき１０万円を支給するものです。令和２年６月定例会における補正予算にて予算を議決いただいたものです。本市における例年の出産実績から当初４００件の交付を見込んでいたところですが、資料４の実績件数にお示しするとおり、先週までの出生件数が２６３件、うち申請件数が２５０件となっております。発送件数につきましては、こちらから出生世帯に対して申請書等を送付した件数であり、イコール出生件数となります。年度末に向けて、今年度予算の余剰が見込まれることから実績を鑑み、当初予算４，０１３万８，０００円から５００万円を減額させていただきます。なお、当該事業は、対象となる申請時の出生日を令和３年４月１日とし、申請期限についても令和３年６月までとしておることから、新年度において５０人分に相当する５００万円を予算要求しておるところです。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

高松秀樹分科会長 それでは委員からの質疑を求めます。

山田伸幸副分科会長 最後に説明された新年度予算で500万円を予算要求ということなんですけど、新生児応援金は4月1日で終わるということではないんですか。その500万円は、どういったことで必要となるのでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 申請期限を6月末までにしておりますので、令和3年度事業での支出ということになりますので、予算計上しておるところになります。

高松秀樹分科会長 ほかよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようであれば、ここで職員入替えのために暫時休憩をします。35分に再開いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

高松秀樹分科会長 それでは分科会を再開いたします。次に、子育て支援課と健康増進課の説明をお願いします。

長井子育て支援課長 子育て支援課分について御説明いたします。補正予算書の36、37ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、10目新型コロナウイルス対策費を2,440万円増額し、9,025万6,000円とするものです。これは、一般会計補正予算第7回及び第11回で御承認いただいた新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業とほぼ同内容の事業です。新型コロナウイルス感染症対策として、市内の保育所及び子ども・子育て支援事業計画に基づき実施している一時預かり等の事業を実施する保育施設等に対して、保育所等は1施設当たり、実施事業については1事業当たりで定められた補助基準額の範囲内で感染症対策に必要な消耗品や備品等を購入する費用、又はその購入

費用に対し補助を行うための費用です。内訳は、新型コロナウイルス感染症対策のための事業費として、11節需用費、消耗品費110万円、18節備品購入費、園用器具費190万円、19節負担金、補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金2,140万円を計上しております。これにより各施設を利用する方が安全に利用できるような環境整備を行うもので、今回も第11回補正と同様に、物品の購入費用だけでなく、施設に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の消毒や清掃作業等を時間外勤務で行った場合の人件費も対象となります。補助基準額以内であれば、物品購入費用と人件費費用の割合の制限はございません。これまで2回の補助事業と異なるのは、この度は施設や実施事業の利用定員に応じて、15万円から50万円まで段階的に補助基準額が設定されています。これら事業の財源については、予算書18、19ページをお開きください。15款国庫支出金については、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金543万3,000円のうち520万円を、保育対策総合支援事業費540万円のうち440万円を充てています。次の20、21ページを御覧ください。16款県支出金については、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金、子ども・子育て支援交付金543万3,000円のうち520万円を充てることとしております。いずれの補助金も、これまでは国の補助率は10分の10でしたが、この度から子ども・子育て支援交付金の補助率は国、県それぞれ3分の1ずつに、保育対策総合支援事業費の補助率は国が2分の1に変更となっております。最後に、繰越明許費補正を御説明いたします。予算書の6ページをお開きください。第2表繰越明許費補正、3款民生費、2項児童福祉費、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費について御説明いたします。これは先ほど説明いたしました10目新型コロナウイルス対策費2,440万円について繰越明許費を設定するものです。この事業は国の第三次補正を受けて実施するもので、15か月予算の考えに基づき、切れ目なく事業を実施するためです。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは、健康増進課分について御説明させていただきます。予算書の40、41ページをお開きください。4款1項8目11節需用費、消耗品費456万4,000円の減額のうち70万円の増額分は、母子保健事業における新型コロナウイルス感染症防止対策事業により、ココシエや乳児全戸訪問などを行う職員や利用者に対してマスクや消毒液の購入を行うものです。この事業の財源につきましては、国の第三次補正のうち地域子ども・子育て支援交付金、補助率は国、県それぞれ3分の1を充てますが、歳入に関しましては、全て子育て支援課で計上しております。同じく消耗品費のうち526万4,000円の減額分及びその下の13節検査委託料2,852万2,000円の減額は、それぞれ地域外来検査センターの決算を見込んで減額するものです。地域外来検査センターは、令和2年9月及び12月補正で事業費を計上させていただき、令和2年10月5日に設置しております。まず消耗品費の主な減額理由は、当初、検体採取をしていただける医療機関の防護服やマスクなどの消耗品を購入することを予定しておりましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の検査や診察に当たる医療機関に対し、国から一定量の支給があったため、防護服などの購入の必要が少なくなったことによるものです。委託料の減額理由は、当初、センターの開始時から令和2年度末までの間、検査機関の受入れ可能な検査数の最大件数、具体的には、1日当たり40件ですけれども、この委託料を計上しておりましたが、結果として、それほどの検査数がなかったためです。現時点において実績は135件であったため減額するものです。この事業に伴う歳入に関しましては、22、23ページをお開きください。21款4項2目4節衛生費雑入、検査検体搬送料3,378万6,000円の減額は、先ほど説明しました検査数が見込みより少なかったことによるものです。検査検体搬送料というのは、検体採取を行った医療機関が検査機関に検査を依頼するために支払う検査料のような位置づけですので、検査数が少なければこの検査検体搬送料も少なくなるというものです。この検査検体搬送料も検査委託料と同様、最大件数の経費

を計上しておりましたが、実績に伴い減額するものです。最後に、繰越明許費補正を御説明いたします。6ページをお開きください。第2表繰越明許費補正、4款衛生費、1項保健衛生費、地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルス感染症対策事業について、御説明をさせていただきます。これは先ほど説明いたしました8目新型コロナウイルス対策費のうちの70万円分について、繰越明許費を設定するものです。この事業は、国の三次補正を受けて実施するもので、15か月予算の考えに基づき、切れ目なく事業を実施するためのものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

高松秀樹分科会長 それでは、ただいまの説明に対しての委員の質疑を求めます。まず、子育て支援課の説明部分についての質疑を求めます。

山田伸幸副分科会長 保育所、一時預かりということなんですけれど、具体的にどういった感染防止対策、備品の購入など、どういったものが充てられたのか、分かっている範囲でお答えください。

長井子育て支援課長 これは今から各事業所で準備していただくようになりますが、これまでの2回の事業でいきますと、空気清浄機や自動手指消毒器、噴霧器等の整備がございます。

山田伸幸副分科会長 これには事業費補助金ということなんですけど、例えば、もし事業所が事業所でPCR検査を実施するだとか、そういったものの事業は対象になるんでしょうか。

長井子育て支援課長 感染防止のための備品の購入に要する経費及び先ほど申しましたように、時間外に消毒や清掃を行ったときの時間外勤務手当というような案内が来ておりますので、PCR検査については該当しないのではないかと認識しております。

伊場勇委員 さっき言った内容について、やはり保育所とか事業所とかがこういうのを使えたとか、これを使ってどうだったとか、そういった情報交換が互いにできればいいかなと思うんです。なかなかコロナで集まれないかもしれませんが、リモートとかで情報共有は今のところ、やっているんですか。

長井子育て支援課長 公立については、子育て支援課のほうで希望物品を各保育所の希望を募って調整はしておりますが、私立については、恐らくそういった情報交換の場は持たれていないのではないかと認識しております。

高松秀樹分科会長 はい、ほかにありますか。歳入、繰越明許費も含めて質疑を求めますが、なければ次に行きます。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ないということで。次に健康増進課分、歳出、歳入、繰越明許費を含めて質疑を求めます。

山田伸幸副分科会長 地域・外来検査センターについて、先ほど非常に想定した件数より少なかった。これは要するに、開業医の方からの紹介が少なかったのか。それとも違う手法で検査されたのか、その辺いかがでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 開業医の先生が必要と思われた場合に、この検査センターを利用されておりますので、先生が必要と思われた患者さんが少なかったというふうに考えております。

山田伸幸副分科会長 開設以来、この月が多かったとか、そういうのがありますか。

林健康増進課主査健康管理係長 現在一番多いときで、12月ですけど、1日9件ということがありました。今のところ、12月が若干、多い月であ

ります。

山田伸幸副分科会長 100ちょっとなんですけど、それで陽性が出たという例はありましたか。

林健康増進課主査健康管理係長 検査センターを通じて陽性があったのは、6件ありました。

高松秀樹分科会長 そのほかに質疑がありますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないということで、ここで暫時休憩をいたします。13時に再開いたします。それでは休憩します。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

高松秀樹分科会長 それでは、委員会を再開いたしまして、次に総務課分の説明をお願いします。

田尾総務課長 総務課分を説明いたします。補正予算（第19回）の30ページ、31ページをお開きください。中ほどにあります31目新型コロナウイルス対策費とその下の32目特別定額給付金給付事業費が該当いたしますので御説明申し上げます。まずは31目新型コロナウイルス対策費のほうでございます。25節積立金1,235万1,000円は、新型コロナウイルス等感染症対策基金への積立てでございます。主な内訳といたしましては、一般会計補正予算（第19回）において、新型コロナウイルス感染症の影響によって減額補正を行う事業のうち一般財源のある事業分1,199万円、新型コロナウイルス感染症対策として御寄附を頂きました2件分34万4,000円、そしてサポート寄附分として1万7,000円でございます。続きまして、これに伴う歳入につい

て御説明いたします。20ページ、21ページをお開きください。一番下の段、18款1項4目総務費寄附金35万4,000円のうち、34万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金2件分となります。こちらは全て新型コロナウイルス感染症対策基金へ積立てをいたします。31目に係る説明は以上です。続いて、32目特別定額給付金給付事業費を説明いたします。こちらの補正は、全体で3,529万3,000円を減額するものでございます。これは令和2年9月15日に給付を完了いたしました特別定額給付金に係る事業費について、決算を見込んだ補正になります。主な内容ですが、まず12節役務費、手数料879万1,000円の減額です。これは特別定額給付金の振込手数料を、13年前に実施いたしました定額給付金の振込手数料を参考に単価を300円で予算を作成いたしましたでしたが、結果といたしまして単価は100円でございます、3分の1になったことによるものでございます。次に、13節の委託料、システム改修委託料361万5,000円の減額です。こちらは、給付金管理システムを短期間で開発する必要があったため、臨時福祉給付金の仕組みを活用することで、開発期間の短縮、それから開発経費の削減を図ったことによるものでございます。1枚おめくりいただきまして32ページ、33ページを御覧ください。同じく13節でございますが、帳票類印刷・封入等委託料827万3,000円の減額は、13年前の定額給付金のとときと比較いたしまして、帳票設計を工夫することで、作業期間の短縮、印刷経費の削減を図ったことによるものでございます。次に、19節負担金、補助及び交付金、特別定額給付金960万円の減額です。こちらは、給付実績によるものでございまして、未申請の人数は146人でございましたが、これに、遡及して転入された方、本市の施設に入所されていて本市に住民票がない方などの対応で、50人を追加で給付しておりますので、これの差引き分96人分の960万円が不用額となったことによるものでございます。続きまして、これに伴う歳入の説明をいたします。16ページ、17ページを御覧ください。一番下の段、15款2項1目総務費国庫補助金のうち、特別定額給付金給付事業費補助金960万円の減額は、国か

らの給付金本体の補助金であり、その下の特別定額給付金給付事務費補助金3,327万7,000円の減額は、給付金事業を実施するための事務経費に充てるための国からの補助金でございます。以上が説明となります。よろしく御審議お願いいたします。

高松秀樹分科会長 今、説明があった部分についての委員の質疑を求めます。

吉永美子委員 32、33ページの特別定額給付金の給付事業費で、その帳票類印刷などについても減っている、いわゆる減額ということですが、帳票の設計を工夫したという報告がありました。どのように工夫をされたのですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 13年前の定額給付金を支給した際には、初めての取組ということで、改ざん防止、複写をすると「複写」と写るような紙ですとか、少し大きめの紙を用意して準備したという経緯がございます。その後、この度はそのときの他市の状況等も勘案しながら、複写の表示が入る必要がないとか、紙の大きさももう少し小さくして印刷工程が短くて済む、そういった辺りを印刷業者と協議いたしまして、工夫をした結果によるものでございます。

吉永美子委員 それで、この特別定額給付金事業に関連してお聞きしたいんですが、現実には、世帯主がいれば、4月何日でしたっけ、4月27日を基準として、御存命であれば出るということですが、その方自体が世帯主であれば、4月27日に御存命であっても出ないという、そういった違いが出てきています。これについては、ある面不公平っていうか、にならざるを得ないところがあるんですけど、そこについては、どういうふうにするかっていう議論をされたのかということと、現実にお渡しできなかった人数をこの場で言うていただけたらと存じます。

河田総務課新型コロナ対策室長 すいません、こちらの世帯主が亡くなられた

方の対応についてでございますけれども、国のほうで、世帯主がお一人の世帯の場合には、世帯が消滅の場合には給付の対象とならないという制度でございました。市のほうで単独で検討してはどうかというお話ではございましたけれども、相続人の調査で非常に困難を極めまして、今回の場合には、そういった調査権限がございませんので、相続人を探すということができなかったということ、それから申出を頂きましても、推定相続人全ての書類を整えていただくですとか、その場合に対象になる方が市外の方になるとか、種々課題点がございましたので、この度は国の基準に準じた形のみということで給付をさせていただいたところでございます。

吉永美子委員 すいません。だから、現実には世帯主っていうところでは出せなかった人数をこの場でお示しく下さいと申し上げております。

河田総務課新型コロナ対策室長 すいません、お待たせしました。申請に至らずに死亡により消滅した世帯につきましては、37世帯でございました。

吉永美子委員 ここでちょっと1点申し上げておきたいのが、埼玉県の朝霞市だったと思います。やはり遺族からすると自分の親が何かいなかったようにされるっていうのはつらいというところだったと思います。それで現実には、朝霞市は、これも三十数人だったと思いますが、救済されたということは、しようと思えばできないことはないのかなっていうふうに思ったので、議論はされたと思うんですけども、やはり今後の参考としていただきたいということをおっしゃいます。

山田伸幸副分科会長 未申請が146人ということだったんですが、その内訳、例えば辞退が何人で、実際に住民票はあるけれど不在とか、不明とかいうのがあると思うんですけど、それを分かる範囲でお答えください。

河田総務課新型コロナ対策室長 実際に辞退の届出を明確にいただいた方

は8世帯10人、それから先ほどの世帯の消滅が37世帯、宛先不明の方が25世帯25人いらっしゃいました。その他理由が分からない、申請がなかったという方が69世帯74人となります。

高松秀樹分科会長 そのほか質疑、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしければ総務課分は終わります。職員入替えのため、ここで20分まで暫時休憩をいたします。

午後1時10分 休憩

午後1時20分 再開

高松秀樹分科会長 それでは委員会を再開いたしまして、次は、環境課の説明をお願いします。

河上環境課長 議案第1号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第19回）の環境課分について御説明申し上げます。まず、歳出について御説明をさせていただきます。補正予算書の40ページ、41ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、8目新型コロナウイルス対策費、19節負担金、補助及び交付金、新型コロナウイルス感染防止対策費助成金5,490万円の減額は、決算見込みによる減額でございます。当事業の予算額の試算につきましては、助成金申請事業所数の予測が困難だった一方、事業の目的上、対象と思われる事業所全てから助成金の申請があった場合においても対応できる体制の確保として予算計上させていただきましたが、現状の感染防止対策取組宣言登録事業者数、助成金申請事業所数と、今後、申請される事業所数及び助成金額を鑑み、当事業の予算計上時の事業所数1,487件を500件とし、予算額8,550万円を5,490万円減額し、3,060万円とするものでございます。この減額及び後ほど歳入で説明させていただきます県補助金の増額に伴いまして、当事業の財源である国庫支出金を当初7,297万

7,000円から5,247万7,000円減額し、2,050万円とし、県支出金を新たに1,000万円増額します。一般財源を1,311万8,000円から1,242万3,000円減額し、69万5,000円といたします。続いて、歳入について御説明申し上げます。補正予算書20ページ、21ページをお開きください。16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費県補助金、地域経済活動回復支援事業交付金1,000万円の増額は、山口県地域経済活動回復支援事業交付金交付要綱に基づき、新型コロナウイルス感染防止対策費助成金事業を交付対象事業として申請し、交付対象限度額2,000万円に対して交付率2分の1の1,000万円が交付決定されましたので、この度新たに増額し、先ほど説明をさせていただきました4款1項8目コロナウイルス対策費の特定財源として充当するものでございます。以上が補正予算案の説明となりますが、あわせて、現在の申請状況について御報告申し上げます。2月25日現在の登録事業者件数は、2月12日に御報告申し上げた件数から32件増加の347件、助成金申請件数は49件増加の146件、助成金額は298万3,000円増額の836万9,000円となっております。また、2月12日以降に実施いたしました周知活動につきましては、大型ショッピングセンターで取りまとめて助成金を申請される予定の事業所以外の助成金未申請の取組宣言登録事業所64件に、2月24日付けで助成金申請の勧奨文書を送付させていただいております。以上でございます。御審査のほど、よろしく願いいたします。

高松秀樹分科会長 ただいまの説明に対しまして、委員からの質疑を求めます。

吉永美子委員 助成金について、環境課としてはいろんなツールを使ったり、現実に現場に行かれたりとかいろんな活動してこられたと思うんですけど、ただどうしてもしょうがない、年度ということで、4月1日以降に買った分っていうところがあったんですね。それをやはりそういう、もう4月だったらある程度いろんなことをされている事業所もあったかも

しれない。その辺では、お声はなかったでしょうか。3月とかにもう買ってしまっているから対象にならないんですよというお声はなかったんでしょうか。

河上環境課長 この対象といたしましては、委員がおっしゃるように令和2年4月1日以降に御購入された物品等を対象としております。委員の御指摘のとおり、令和2年4月1日以前に購入をした物品が対象にならないのかという相談は若干ありました。しかし、その事業者におかれましては、またいろいろ相談を受けさせていただく中で、それ以外の物品等も紹介をさせていただいて、そういった新たな物品を購入されたものとして対応させていただいたというところでございます。以上です。

吉永美子委員 私が知っているところは、少なくとも3月までに買っておられたので、申請ができなかったはずなんです。だから、ほかのことではもう多分していないと思います。そういう見えないところもあったと思うんです。ですから本当言うと、もうコロナ対策のためにやられたことについてはできるとすると本当はよかったと思うんです。年度でどうしようもなかったと思うんですが、2月12日以降、何十件と増えてはいるんですけども思ったより少ないっていうところは、どのように理解をしておられますか。見込みとかなり違っているのは。

河上環境課長 はっきりとしたことを申し上げることはできませんが、前回周知方法について御説明申し上げ、かなり個別周知もさせていただいたところでございます。その中で一部のお声を紹介させていただきますと、照会の通知はもらったけれども、もう特定の人しか来ないから、これはもう必要ないと御丁寧にわざわざその照会文書に対する御回答を頂いた店舗、事業所も若干ありました。その辺もあって、伸びない理由の一つかなというふうには思っておりますけれども、それ以外については、なかなか判断が難しいところではあるかなとは思っております。

藤岡修美委員 料飲店組合の要望を聞くときにもそういう話が出て、そういった取組宣言店とか感染防止対策、これ決算で聞くべきかもしれないんですけども、その効果があったのかってどういうふうに判断されたんですか。

河上環境課長 効果というのは、なかなかこれ数字的に難しいところがあるのかというふうには思っております。ただ、まずはコロナウイルスの感染防止対策を行っていただくことによって、数字的にはなかなか出しにくいところはあるんですが、感染防止の一助になったのではないかとこのふうには思っております。それともう一つは、その感染防止対策に取り組むということをお客さん、顧客の方々にお知らせをすることによって、事業所はなかなか非常に今苦しい状況にはあろうかと思いますが、その経営状況、お客さん確保の効果に若干つながったのではないかなと考えております。

山田伸幸副分科会長 私も、毎日いろいろな買物をするわけですけど、そのときに感じていたのが、やはりキャッシュレス化、これがなかなか中小の店では導入しにくいのかなっちゅうのを感じたんですよね。どうしても私たちの日常的な決済を現金でというのが身に付いたものから、キャッシュレスのいろんなサービス、そういった面でいうと事業者側もそして消費者側もそれが一致しないと難しいかなと思っておりますけど、キャッシュレスを採用することで、感染防止にも非常に大きな役割を果たすと思うんです。そういった機器導入といいますか、あっせんするとか、そういうのがあったと思うんですけど、そういったのもこの対象事業として挙げられていたんでしょうか。

河上環境課長 今の御質問のキャッシュレスについては、いろいろ事業者からお聞きすると、ほぼほぼリースというような話を頂いております。今回リースについては、当初の段階で対象外とさせていただいておりますので、ちょっとその辺の部分については特にはないです。

原野環境課環境政策係長 今、課長が申しあげましたように基本的にはリースなんですけれども、飲食店とかで、そういったお聞きしたのが、オーダーを取るのもキャッシュレス化っていうのが今普及しつつあります。そういった導入経費、ソフトとかについてはリースかもしれないんですけども、それを媒体として、QRコードとかを印刷してお客様にこれで読み込んで、そのオーダーを携帯のほうで入れてくださいねっていうのは、関連する機器、プリンターとかはあるんですけども、そういった経費を購入して、それを申請したいんですけど、というようなお問合せがありました。こういったものは、実際に申請をしていただいて対象とさせていただきたいと思っております。そういったお問合せは何件かあるような状況です。

山田伸幸副分科会長 多くのところが取り組まれたと思うんですけど、テイクアウトの導入で、この事業を利用したという方がどの程度おられるのか、もし分かればお答えください。

河上環境課長 テイクアウトをするということで、この助成金を申請したものは無いというふうに思っています。これについては、この事業費ではなく商工労働課のほうの助成対象になっていたのではないかなというふうに思っております。

高松秀樹分科会長 ほかに。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。よろしければ、次は教育委員会です。ここで暫時休憩をして、1時40分に再開をいたします。それでは休憩いたします。

午後1時31分 休憩

午後1時40分 再開

高松秀樹分科会長 それでは委員会を再開いたします。次に、学校教育課の説明をお願いいたします。

下瀬学校教育課長 説明に当たりましては、補正予算書と資料を2枚ほど用意しておりますので、併せて御覧ください。予算書の54ページをお開きください。感染症対策等の学校教育活動支援事業の説明をいたします。昨年12月に令和2年度第三次補正予算が閣議決定されまして、学校における感染症対策の強化に必要な経費や夏季休業期間の短縮等により、研修機会を逸した教職員に対する研修等に必要な経費を支援するために学校教育活動継続支援事業が予算計上されました。本市の小・中学校においても、休業期間の短縮から研修機会を逸した教職員が多数いることが見込まれます。また、教職員の指導方法の開発などに資する教材、書籍の購入等、研修に必要な経費を計上しております。また、前回9月補正時において、感染症対策及び児童生徒の学習環境を整備することが求められたことから、各学校に大型提示装置、例えばモニターや電子黒板、プロジェクター等を整備することが急務の課題であったため、完備していない学校については不足している大型提示機等の整備を行いました。この度の補正では、現在もなお新型コロナウイルス感染症の対応を迫られる中、各学校の感染症対策を強化し、また、感染症対策に携わる教職員の負担軽減を図るため、自動の非接触体温計、自動のアルコール噴霧器、保健室等に設置する空気清浄機、換気と温度管理の両方を図るためのスポットクーラーの整備を計画しております。内訳は資料にございますので御覧ください。予算書の54ページ、55ページの10款教育費、2項小学校費、4目新型コロナウイルス対策費、消耗品費411万円は、研修用の図書を購入費として122万円。アルコール噴霧器及びアルコールとして124万1,000円。そのほか感染症対策の消耗品として164万9,000円を計上しております。また、備品購入費、614万円はサーモ非接触式体温計噴霧器、スポットクーラー、空気清浄機を各校に整備する予算として計上しております。続きまして、56、57ページをお開きください。中学校費も同様に研修用及び感染症対策とし

て、消耗品費 203 万円及びサーモ非接触式体温計噴霧器等の校用器具費として、247 万円を計上しております。続きまして、歳入の説明をいたします。18 ページ、19 ページをお開きください。この度の感染症対策等の学校教育活動支援事業については、国の 2 分の 1 補助となっております。先ほど御説明いたしました小学校費 1,025 万円に 6 月補正で計上いたしました W i - F i ルーターの通信料 255 万円を加えた金額の 2 分の 1、640 万円を中学校費、消耗品費 203 万円と校用器具費 247 万円に通信料 150 万円を加えた 600 万円の 2 分の 1 の 300 万円をそれぞれ学校保健対策事業費補助金として計上しております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

高松秀樹分科会長 はい、説明が終わりました。委員会の質疑を求めます。資料も出されておりますので、それも含めて質疑をお願いいたします。

伊場勇委員 サーモ非接触体温計、スポットクーラー等なんですが、これはもう同じものが各小中学校に行くってことですかね。

下瀬学校教育課長 御指摘のとおりでございます。

吉永美子委員 せっかくなので、今のサーモ非接触体温計噴霧器っていうところで、これは両方兼ね備えているからいいなと思っているんですけど、これは何度になったらアラームが鳴って知らせるっていうのがもちろん付いている形ですよ。

小野学校教育課主幹 これにつきましては、顔を画面に当てることによって、温度が出てくるということになりますので、37.5 度を超過すれば赤い表示になるということです。熱がなければ緑表示となるようになっています。

吉永美子委員 勘違いしていました。手で体温を計って、噴霧もするっていう

があるので、それかなと思ったんですけど、そういうときっていうのは、教員が付いてチェックをされるっていう形を今後していかれるんですかね。

小野学校教育課主幹 朝、子供たちが登校する際に教員が見守りながらという形になるかと思います。おっしゃるとおりだと思います。

伊場勇委員 アルコール等の感染者対策の消耗品で、アルコール消毒でちょっと荒れたり、肌に合わない子供もいるかなと思うんです。これは一律のものを学校に配って、そういった肌が荒れる子たちに対してはどのような対処をされているのでしょうか。

小野学校教育課主幹 今年度、実際に保護者からそのような相談を受けております。基本は、そういう子供にとっては、手洗いをしっかり行うことで対応していただくと。アルコールについては、どこの学校におきまして同じものを配布するというふうにしております。

吉永美子委員 スポットクーラーについてなんですが、この体育館等の等はどこを指しますか。

小野学校教育課主幹 スポットクーラーですけども、もう原則、体育館に置くことになります。体育館以外に多目的スペースとか講堂とか会議を行う部屋があったりする学校があるかと思います。スポットクーラー等が必要な場合には、必要に応じて、そちらでも使うことがあるという意味で、等ということで記させていただいております。

吉永美子委員 これは移動して持ってくるっていう形ですね。そうすると広い体育館で、エアコンほどの力がないと思うんですが、これでかなり子供たちの暑さを何度までぐらいは軽減できるなっていう試算はされているんですか。

小野学校教育課主幹 全体の温度がこれぐらい下がりますよとかいう試算はなかなか難しいですのでできておりません。ただ、スポットクーラーですので、部分的に冷やすという意味合いのもので、必要に応じて、必要な児童生徒が当たりに行ったりとかいうことになるかと思います。

高松秀樹分科会長 スポットクーラーは、室温は変わらんはずですよ。前から涼しいのが出て、後ろから熱いのが出る、しかしながら、そのスポット部分だけは涼しいので、そこに子供たち児童生徒が行ったら若干涼しいですよっていうことですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

藤岡修美委員 教職員の研修費の予算が組まれていますけど、これは何人程度見込まれているのかと、内容ですね。例示にはいろいろ感染症対策とオンライン学習うんぬんとありますけども、内容について説明していただけたらと思います。

下瀬学校教育課長 教職員の研修費についてですが、各学校によって研修を組んでおります、テーマを持ってですね。そのテーマに応じた書籍の購入、あるいは、オンラインの研修等も最近増えておりますが、やはり参加費が要るものが随分あります。それについて手当てをするものということになります。もちろん、今、G I G A構想でいわゆる通信機器、I C Tの活用の方法についてもいろんな研修機会もございます。書籍もございます。そういう形について使おうと考えております。人数については、全ての教職員を対象としております。

高松秀樹分科会長 一覧表を今出されておって、一番最初のサーモから自動アルコール噴霧器まで小学校、中学校それぞれ書いてあるんですけど、小学校、中学校それぞれ何台ずつ購入予定なのか。

小野学校教育課主幹 説明が不足しておりました。サーモ非接触体温計噴霧器

につきましては、小学校に31台、中学校に13台、計44台購入予定としております。この台数につきましては、学校の規模に応じて、台数のある程度これぐらい必要かなということで算出した上での台数となっております。スポットクーラーにつきましては、小学校に26台、中学校に10台、そして加湿機能付空気清浄機は、小学校に30台、中学校に13台、アルコール噴霧器につきましては、小学校に181台、中学校に75台というように予定をしております。

高松秀樹分科会長 これは今から入札されるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）いつものように市内業者を優先で是非やっていただきたいと思えます。そのほか質疑はありますか。

山田伸幸副分科会長 ハード的なこと以外で、学校教育の中で子供たちにこういったコロナに限らず、これを機会に、感染症とか、そういった問題を教科に取り入れるとか、学活等でやるとかそういうことはどのように取り組まれたでしょうか。

下瀬学校教育課長 児童生徒への感染症予防あるいは感染症に対する偏見等も含めて、この指導は、夏休み明けにはもう既に行っています。養護教諭が中心にやった学校もあれば、学級担任がやった学校もあります。教材については、文部科学省と、あるいは赤十字等とからいろいろ出ておりますので、それを使って実施しているという状況であります。

水津治委員 これはいいことなのですが、逆に、現場の先生方に、これのメンテナンスに手が掛かるというふうに私印象を持っています。そういった中で、1枚目の左下のほうに、教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するための必要な経費などと、こういった言葉がある中で、例えば空気清浄機のエアコンのフィルターの清掃とかアルコール噴霧器ですか、アルコールがなくなったら補填せんにやいけませんよね。そういったこと等を、これを購入したメーカーに外注するっちゃうのは、

考えておられませんでしたか。

小野学校教育課主幹 この機器のメンテナンスについては、外に発注を掛ける
というようなことは考えておりません。

吉永美子委員 アルコール等感染症対策消耗品というところで、小学校、中学
校とそれぞれ出ていますが、これはそれぞれの学校で買ってもらうのか、
それとも、まとめて教育委員会が買っておいて必要に応じて渡すのかわ
かっていうところが1点と、どういうものを消耗品ということと考えておら
れるのかという2点です。

小野学校教育課主幹 まず、この消耗品費につきましては、消耗品費というこ
とで各学校に配当させていただきます。そして、購入するものとしまし
ては、アルコールはもちろんですけども、あとマスク、そして手袋等の
ものが考えられます。

吉永美子委員 いわゆるお金を学校の大きさに応じて分けてお渡しするという
ことですね。

高松秀樹分科会長 それは、一律じゃないってことですか。小学校は小学校の
中でも違うということですね、大きさによって。

小野学校教育課主幹 はい、そのとおりでございまして、あとは各学校に割り
振られている金額がもともと違いますので、やっぱり規模に応じて金額
が変わってくるというふうに捉えていただくのが妥当かと思います。た
だ、Wi-Fi通信料が学校によって違うところがありますので、その
関係で大きい割には配当がないねっていう学校も出てしまっているのも
事実です。

水津治委員 これは、ちょっと要望的な内容なんですが、アルコール噴霧器に

ついて、結構台数も多いです。結構、使うときに周りの廊下に飛散して廊下がべちゃべちゃになると思うんです。そうすると転倒って言うのが予測されます。そういった中でこの消耗品の中に、そういった転倒防止するようなものは入っておりますか。

小野学校教育課主幹 ありがとうございます。今のところそのようなものは入ってはおらないんですけども、参考にさせていただければと思います。ありがとうございました。

高松秀樹分科会長 そのほか、よろしいですか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、これで全部終わったのかな。以上で、議案第1号の令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第19回）についての質疑を終わります。以上で、新型コロナウイルス感染症対策分科会を終わります。お疲れ様でした。

午後1時58分 散会

令和3年（2021年）2月26日

一般会計予算決算常任委員会

新型コロナウイルス感染症対策分科会長 高松秀樹